

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
- ・道路の供用開始（3件）
- ・急傾斜地崩壊危険区域の指定

所管課（室）名

漁業振興課
道路維持課
砂防課

◎ 公 告

- ・土地改良区の役員の就任
- ・県営土地改良事業計画の決定（2件）
- ・県営土地改良事業計画変更の決定
- ・県営土地改良事業の工事の完了
- ・測量の実施

農村整備課
//
//
//
建設企画課

◎ 有明海自動車航送船組合告示

- ・有明海自動車航送船組合議会令和8年第1回定例会の招集

有明海自動車航送船組合

告 示

長崎県告示第81号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

峰町佐賀加入区

長崎県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆酸美津島線	対馬市厳原町尾浦字池石144番8地先から 対馬市厳原町尾浦字池石144番8地先まで	令和8年2月17日

長崎県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆酸美津島線	対馬市厳原町尾浦字家ノ167番4地先から 対馬市厳原町尾浦字家ノ167番20地先まで	令和8年2月17日

長崎県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 唐崎岬線	対馬市豊玉町唐洲字唐洲69番2地先から 対馬市豊玉町唐洲字唐洲57番1地先まで	令和8年2月17日

長崎県告示第85号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和8年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			戸町2丁目（7-1）	
所在地	市町名	大字	字	地番
	長崎市	戸町2丁目		72番の一部、80番1の一部、80番2、81番の一部、82番の一部、83番の一部、84番の一部、85番1の一部、85番2の一部、86番1の一部、86番2の一部、86番3の一部、87番1の一部、87番2の一部、87番3、89番1の一部、89番2、90番1の一部、90番2、108番の一部、109番1の一部、109番2の一部、111番1の一部、111番3の一部、111番4の一部、111番5、111番7の一部、111番8の一部

公 告**土地改良区の役員の就任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、雲仙市土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和8年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

就任役員 理事	
氏名	住所
大久保 正美	雲仙市吾妻町阿母名792番地
浅野 政輝	雲仙市南串山町丙4657番地
田中富義	雲仙市吾妻町本村名822番地
松尾文昭	雲仙市愛野町乙3180番地
小川清美	雲仙市国見町土黒己1225番地
本多和弘	雲仙市吾妻町永中名688番地
前田修治	雲仙市国見町土黒庚2062番地
川内幸徳	雲仙市南串山町乙2445番地
吉田義孝	雲仙市国見町土黒庚1312番地
佐々木 肇	雲仙市国見町土黒己1261番地第1
横田晴喜	雲仙市吾妻町大木場名372番地
前田浩	雲仙市吾妻町阿母名185番地
黒田泰正	雲仙市吾妻町布江名1284番地
田中哲	雲仙市愛野町乙2932番地1
中村讓	雲仙市南串山町甲449番地
渡部哲也	雲仙市南串山町丙5920番地1
就任役員 監事	
岩永勝康	雲仙市吾妻町牛口名390番地
松山暁一	雲仙市南串山町丙4274番地

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）堤の平地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

土地改良事業計画書 堤の平地区

2 縦覧期間

令和8年2月17日から令和8年3月9日まで

3 縦覧場所

平 日：南島原市役所農林水産部農村整備課（有家庁舎）

土日祝日：南島原市役所有家庁舎宿直室

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）湯田川・大塚川地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書

水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）

湯田川・大塚川地区

2 縦覧期間

令和8年2月17日から令和8年3月9日まで

3 縦覧場所

平 日：雲仙市役所農林水産部農漁村整備課

土日祝日：雲仙市役所当直室

県営土地改良事業計画変更の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、流矢地区農村地域防災減災事業（ため池整備事業）事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

農村地域防災減災事業（ため池整備事業）

土地改良事業変更計画書 流矢地区

2 縦覧期間

令和8年2月17日から令和8年3月9日まで

3 縦覧場所

平 日：佐世保市役所農林水産部農林整備課

土日祝日：佐世保市役所守衛室（北口管理人室）

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和8年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
赤似田	農村地域防災減災事業（ため池整備事業）	令和4年11月1日	令和7年3月19日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年2月17日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市森山町下井牟田	令和8年2月18日から 令和8年3月18日まで

有明海自動車航送船組合告示**有明海自動車航送船組合告示第1号**

有明海自動車航送船組合議会令和8年第1回定例会を令和8年2月27日午後1時玉名市に招集する。

令和8年2月17日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社クイックプリント
寺田宏弥ト